

特定鳥獣4種の保護管理計画の考え方と効果的な進め方

①ニホンジカ

一般財団法人 自然環境研究センター 荒木良太

ニホンジカは、平成25年度の農水・環境省の共同声明「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」以降、指定管理鳥獣捕獲等事業などの捕獲事業が全国各地で実施されるようになり、捕獲の強化やそれに関連した施策が全国的に実施されているところである。また、平成29年度より多くの都道府県で特定計画が改訂され運用がはかられているところである。

本講義では主に、1.基礎知識（ニホンジカの基本的生態、ニホンジカの保護管理の変遷）、2. 特定計画の運用に向けて（ガイドラインの要点）、3. 捕獲強化にあたって（捕獲区分の特性を理解する、指定管理鳥獣捕獲等事業）、について扱う。

1.基礎知識

ニホンジカの保護管理の目的は、ニホンジカの生息状況と環境の変化に伴い変化してきた。

メスは1歳で性成熟し、2歳から毎年、1頭の仔を妊娠する。繁殖期にはハレムという、1頭のオスに対し複数のメスで構成する群れを形成し、1頭のオスが複数のメスと交尾する。このため、オスの減少は産仔数にほとんど影響しない。反芻胃を持つニホンジカは環境条件に応じて多様な植物を食物とし、枯葉を食物とすることもしばしばである。このため、着実に一定数の個体数が増加することとなる。

2. 特定計画の運用に向けて

平成27年度に「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度）」が改訂発行された。このガイドラインでは、ニホンジカの生息数を減少傾向に導くことを最低限の目標として運用されることを意識してまとめている。

ここでは特に、ガイドラインの要点を中心に説明する。

3. 捕獲強化にあたって

ニホンジカの個体数を低減させるための現在の主な捕獲区分は、狩猟、許可捕獲（被害防止目的、数の調整目的）、指定管理鳥獣捕獲等事業である。捕獲区分ごとの制度上の目的を理解した上で捕獲区分毎の目的に応じた捕獲強化を進めていく必要がある。また、特定計画目的達成に向けて、集積されている情報を整理し組み合わせること等により見える化を行い、捕獲が必要な場所や捕獲が不足している場所を明らかにして、捕獲強化を効率的に推進することが望まれる。